

書評 米田雅子・(社)日本プロジェクト産業協議会編著

日本は森林国家です—産業界からのアプローチ—

野口 俊邦 (信州大学名誉教授)

はじめに

3・11大震災・原発事故は、これまでの社会のあり方やエネルギー政策に抜本的な見直しを迫るものであった。森林・林業にかかわる問題に限っても、以下のような点で変化が起きている。

- ①防潮林の役割の再認識—奥行きが100メートル以上あれば、船、瓦礫から住宅保護・津波の減速化など津波被害軽減効果の確認(青森県八戸市、宮城県松島町など)
- ②住宅・公民館・学校などの耐震化の必要性
- ③脱原発・再生可能エネルギー(特に木質バイオマスエネルギー)への転換の緊急性

これらの変化は、森林・林業にとっては大きな追い風であり、再建・復興のチャンスともなりうるものである。

こうした時期に、林業界にとっては大変珍しい、また貴重な提言がなされた。それがここで取り上げる本書である。私たちにはあまり馴染みがないので、最初に編者である「日本プロジェクト産業協議会」(JAPIC)について紹介しておこう。本協議会は、「産・官・学・民」の交流を通じ、民間諸産業の技術、経験及び活力を糾合した業際団体の立場から、「わが国のあるべき経済・社会システム」及び「豊かな国土づくり」を中長期展望し、政策提言やプロジェクトの実現活動を通じて、国家的諸課題の解決に寄与することを目的(本書奥付より)とする公益法人であり、現在、30業種170社の企業(ほとんどが一部上場の大企業)で構成されている。その活動の一環として、2009年3月に製紙、住宅、建設、機械、電力、ガス、製材、鉄鋼、セメント、商社などの企業と北海道から九州までの地方経済連合会がメンバーとな

り、また林野庁、経済産業省、国土交通省がオブザーバーとなって[森林再生事業化研究会](主査は米田雅子・慶應義塾大学教授)を発足させた。その研究成果であり、「次世代林業」への提言と各企業の実践的取り組みを紹介したものが本書である。

1. 本書の構成

本書の目次は以下のような10章から構成されている。

はじめに—今、なぜ森林再生なのか

- 第1章 日本は森林国家です
- 第2章 林業改革の方向
- 第3章 次世代林業システム
- 第4章 循環型森林資源をつくる
- 第5章 国産材利用率50%をめざして
- 第6章 新しい木材利用の動き
- 第7章 森林バイオマスの利用促進
- 第8章 シームレスな広域の森林整備と流通改革
- 第9章 林業の路網整備と機械化
- 第10章 木を使って森を育てよう

最後に、章の形をとっていないものの、「森林の再生をめざして」の項を設け、8人の大学教授等からのコメントを掲載している。

本書では、大変興味深い多くの問題提起がみられるが、紙幅の関係もあるので、特に重要だと思われるいくつかの点をとりあげてみたい。

2. いくつかの注目すべき提言

「日本の林業を復活させるシナリオ」として、①計画的な伐採方式の導入、②生産基盤である作業路網の整備と機械化、③林地の団地化と経営計画の推進があげられている。これだけをみれば別に目新しいことはなさそうである。しかし、各論まで踏み込めば、ユ

ニークな提言であることが理解できる。

(1) 次世代林業システム

このシステムについては、森林再生事業化研究会が2010年3月にすでに提案書で発表しているものである。提案書によれば、次世代林業システムとは「広域、長期林業経営を推し進め、生産、流通、利用の革新と全木材100%利用（カスケード利用）を図りながら、国産材利用率（自給率のこと—評者）50%に高めることをめざす。このシステムの担い手は、林業・木材関連業だけでなく、住宅、製紙、建設、エネルギー、鉄鋼、機械、商社、金融関係、地方経済連合、など広範囲におよび、これまで森林と関わりの少なかった企業の参加も促す。また、林野庁、国土交通省、経済産業省などの連携を契機、オールジャパンの産官学による推進体制の構築をめざす。多様な担い手により、木材生産だけでなく、地域バイオマス事業をはじめ、森林資源を利用した多様なビジネスを創出する。これらの事業の育成が、森林の健全化、森林のCO₂吸収による低炭素化、国土の保全、水源かん養につながるような仕組みを構築する」というものである。

ここでいう「広域」とは1団地2,000ヘクタール規模の超広域が想定され、その実現のために、6つの「越える」が提案されている。すなわち、①国有林・公有林・私有林の区別を越える（以下「越える」は省略）、②省庁の縦割り、③自治体の境界、④業界の垣根、⑤広葉樹・針葉樹の区分、⑥一部の不在・不明所有者、である。この「シームレス」な（つなぎ目のない）広域森林整備の提案こそ本提言の大きな特徴をなしている。この中で、特に留意すべきは、③自治体と④不在・不明所有者を「越える」ことの意味である。

①「自治体越え」

「自治体越え」とは、現在の森林計画制度における全国計画—林野庁、地域計画—都道府県、森林整備計画—市町村という「分業」を「自治体を越えた広域の森林マスタープランづくり」に再編する構想である。森林は国民的公共財であるとともに、市町村等の地域住民の共有財産でもある。計画にはトップダ

ウン方式とボトムアップ方式とがあるが、この提言は明らかに前者を狙ったものと考えられる。「地方自治の否定」につながる「道州制の森林計画版」のようにも思えるのである。

②「不在・不明所有者越え」

ここでも現行の法体系に一步踏みこんだ提言がなされている。近年、森林所有者の高齢化や不在村地主の増加により森林の境界線の確定が困難となっているので、境界確定を加速する「平成検地」、すなわち、「ごく一部の所有者の合意がとれなくとも、森林整備を進めていけるように、団地化の公告、不在者の収入を供託金に預ける制度などを整える必要がある」としている。大胆かつ強権的な提言だといえよう。

(2) 国産材利用率50%をめざして

本研究会は、発足時に「2020年までに国産材利用率を50%に上げる」ことを打ち出している。この点では民主党の「森林・林業再生プラン」と軌を一にしている。利用率（自給率）向上のために、たとえば、①用途別使用量で木材を多く使う在来工法での国産材使用材積率30%を55%程度まで引き上げる、②外材がほとんどをしめるツーバイフォー工法では年間110万m³の外材からのシフトを考える、その他木橋、治山ダム、道路関係などを合わせて製材用で現在の自給率41%を67%に引き上げる、③合板用では、住宅用床下地、野地板用、コンクリートパネルの100%国産材化をめざすなどして自給率21%を49%まで引き上げる、④パルプチップでは350万m³を国産材に転換する、⑤木質バイオマスでは、エネルギー利用等で新たに450万m³の使用を考えるなど、詳細かつ具体的な提案がなされている。自給率向上は緊急の国民的課題であるから、この提案をひとつのたたき台として重視し、真剣に検討すべきであろう。

(3) 林建協働について

本書には、「林建協働」という言葉が随所に使われている。たとえば、「林建協働・林業革新に建設業の力を活かせ」（20頁）のような、スローガンの使われ方もあれば、「平成

検地」等の担い手として、「林業と建設業が協力して、地籍調査・境界確認を加速化する仕組み」づくり(28頁)や「林建協働と林業機械のレンタル」(198頁)等も提案されている。また、本書には、見開き1頁のコラム欄が設けられ、40数社の種々の取り組みが紹介されているが、その中には、清水建設、鹿島建設、竹中工務店、大林組等の建設業やコマツ、住友建機、イワブジ工業、日立建機等の機械関連企業など日本でも最大級の企業が名を連ねている。

おわりに—若干のコメント

従来からも、エポックになるような時には、財界等からの森林・林業に関する提言がなされ、少なからず林政に影響を与えてきた。主要なものをあげれば、経済同友会「21世紀グリーンプランへの構え」(1971)、日本経済調査協議会「森林・林業政策について—21世紀への展望」(1982)、経済同友会「21世紀に架ける緑のニュースキーム」

(1985)、経済団体連合会「森林・林業についての考え方と林業経営確立のための課題」(1987)等である(詳しくは拙著「森と人と環境」、新日本出版、初版1997)。その点では今回の場合もそれほど珍しいとはいえないかもしれない。しかし、今回の提言が従来と決定的に違うのは、「大所・高所からの政策提言」にとどまらず、森林・林業に直接参入する構えをもった「臨場感溢れる具体的提言」だという点である。ここで紹介したことも、読者にその点を感じ取っていただきたい内容のごく一部分にすぎない。「日本は森林国家です」が、なぜ、いま、林業外の業界から強調されるのか、この提言の具体的内容をどのように受け止めるべきか、「森林・林業再生プラン」も含めて本提言に対し、どのような対案を用意しうるのであるか、われわれ林業経済にかかわるメンバーは鋭く問いかけられていると思うのである。

(ぎょうせい、2011年3月、235頁、2,000円)